

平成25年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成25年6月17日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|----|--------|-----------|
| No. 1 | 5番 | 金田裕二君 | (P15～P25) |
| No. 2 | 3番 | 南館かつえ君 | (P26～P35) |
| No. 3 | 1番 | 鈴木勝久君 | (P36～P53) |

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

12日の開会日に配付すべき文書、監査結果報告についての配付漏れがありました。お詫びを申し上げます。本日、改めて配付いたしましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第1、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 当村議会百条委員会による村長等の告発と経過、対応について
2. 樹木の文化財と山林の除染、病虫害対策について
3. 今回の東日本大震災による社寺仏閣等の石仏類の準文化財の修復に対する補助対策について

○5番（金田裕二君） おはようございます。5番金田裕二です。通告順に従い一般質問させていただきます。

質問の1番目、百条委員会による村長等の告発と経過、対応についてであります。12月の定例議会で、いわゆる家族旅行村指定管理業務のねころんぼ広場の芝生管理において、百条委員会での証人尋問で西郷観光株式会社の須藤社長と西郷村長の陳述は、平成24年11月29日に現地調査を実施した結果、刈り取った芝草の量が規定より少なく些少であり、虚偽の発言であると断定し告発に至った件で、その後の経過と対応を村長に質問するものであります。議長に経過を確認したところ、1月23日に検察庁に告発書を提出し、2月13日に正式に受理されたとのことであり、

その後、4か月が経過しているが、提出者の議長には何ら結果の報告がないとのことであり、また、経過や現況の確認はとっていないとのことであり、

したがって、質問の告発に対する結果が確定されず、仮定の質問はふさわしくありませんが、村長はこの告発問題で所見があれば伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

百条についての所見であります。実は、まだ検察庁からそれについての結果等に

ついでのお話はありません。いろいろ調査対象としてお話を聞かれたということはありませんでしたが、その後については、まだありません。百条自体の問題については非常に不名誉なことでありますので、早く知りたいというのが現況でございます。その後において、いろんなことがあると思いますが、今のところは連絡はないという状況にあります。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 質問の1番目の内容については、先ほど申し上げましたとおり、報告が検察庁からないということでございますので、これ以上の言及は避けたいと思いますので、次の質問2番目に移らさせていただきます。

樹木の文化財と山林の除染、病虫害対策についてであります。まず、当村での植物の文化財指定状況について、教育長に伺います。

村内一円、山林から居住区域内での村指定の文化財の状況について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 5番金田議員のご質問にお答えいたします。

村内の文化財指定の状況ということでございます。村の中で指定をしているものは13ございまして、そのうちの1件は上羽太天道念仏踊り、県と村と両方ということでございます。単独では12ということになります。

その中で、植物ということでございますので、甲神社のキャラボク、谷地中のカサマツ、田土ヶ入のミズバショウ自生地、この3つを指定しているところでございます。そのほかに県の緑の文化財としまして、剣桂のカツラ、そして高清水の松、これが緑の文化財ということになっております。剣桂につきましては、「森の巨人たち100選」ということとダブって、そういう評価を受けているものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま植物等は5件が指定等になっているという答えでございます。十数年前に磐梯熱海温泉のすぐ裏山に樹齢300年を超すケヤキの大木が30本以上発見されて話題を呼びました。今はケヤキの森として遊歩道の整備や足湯の整備をして観光客に大変好評であります。私も幾度か熱海に行った折に、散策をして癒やしを体験しております。

さて、当村の指定文化財の状況を聞くと、広大な面積を有する当村、緑豊かな自然いっぱいの国立公園を指定される村としては、いささか「じえ、じえ」と思います。甲子の山々を歩き、里山や古民家を訪ねると、すばらしい巨木が目に入ります。早急に調査をすべきでないかとも思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

調査の件でございます。お話ありましたように、今回の震災を受けまして、かなりの村にある石仏等もそうですし、お話ありました植物などについても影響を受けていると思います。また、教育委員会で指定している指定の数が、先ほど申し上げましたような数の範囲になっておりますので、今お話ありましたように、調査をしていく中

で指定に値するものというのがある、そういうふうに申されましたが、そういうこと、私たちは情報をたくさんいただきながら、これから調査をしていきたいというふうに思っているところです。

学校の敷地内にあるものとか、古来、神社仏閣等、あるいは古くからある場所でありますお墓、あるいは、そのほかでも近隣の里山、そういうところにはそのようなものに値するものがある、そういう可能性があります。そういうことを今後もさまざまな方から情報をいただきながら、ぜひ調査をし、ふさわしいものにつきましては、村の指定というふうになり得るのか、また、指定をして、そして保存していく、そういう方向で考えてみたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの報告の中で、谷地中に当村指定の文化財でもあります樹齢約350年という名木があります。当村の指定文化財の樹木等の管理状況について伺うわけなんです、残念ながら、最近、薬石効なくご臨終というところでございましょうか。田植えのころには、まだちょっと青い葉が残っていたようでございますが、一気にそのようになったようでございますが、原因と思われることや対応、経過などについて、現況についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

谷地中のカサマツのお話がありました。お話ありましたように、今、カサマツの状況は本当に心痛きわまりない、そういう状況にありまして、何とか元の姿に戻ってほしい、近づいてほしいということで、昨年の秋口からそういうことについての対応をしてきたところでございますが、残念ながら、樹勢を取り戻すことができず、今日のような状況になっています。

今後のカサマツのことにつきましては、関係の皆様方がおられますので、そういう皆様方にご説明をしながら、しかるべきことをしていきたいというふうに考えているところでございます。

原因なんです、樹木医の方などにもお話をその時点で伺ったりいろいろしましたが、一番の考えられることは、あの状況が非常に早くああいう状況になったことからして、やはり今、各地に見られるマツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリによって媒介されている、そのことが原因でないかというふうに思われているところでございます。

今後のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、何を今の段階でしていくことがいいのか、地元の方、それから、あそこの小峰寺さんの関係の場所、松ということでもありますので、そういうところともよく意見の交換、そういうことを十分にしながら、こういうことに至ったことの謝罪と同時に申し上げたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 了解いたしました。

次に、除染作業の件についてお伺いしたいと思います。

除染作業といいますが、私、最初は住宅敷地内などの貴重な植物や樹木について、除染とはいえ除去したり枯れたりすることがないように、地権者との十分な協議の上、実施されるように対応してもらいたいが、実施方策についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

そういった家庭内にある貴重な植物、これらにつきましては伐採はしませんので、枝打ちのみでございますので、枝打ち、木の葉さらいだけでございますので、そういったすばらしい植物については今回は伐採しませんので、さらに枝打ちとかそういうものがありますので、個別に協議、十分理解の上に除染を実施していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 次に、山林の除染関係の質問させていただきます。

6月14日の新聞報道によりますと、矢吹町の森林1,115ヘクタールの山林のうち、25ヘクタールの町有林を県の補助金を利用して、除染モデル事業として2,900万円を今回の定例に計上すると補正予算が記載されておりました。

森林の除染について、当村では住宅居住隣接の山林で20メートル以内としているが、各地における除染後の放射線量の数値が、数か月で元に戻ってしまったとの報告事例が報道されております。最終的には、もっと広範囲に除染する必要があると思いますが、費用対効果も含め対応策についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 森林の除染であります。これにつきましては、この除染についてやるという判断は出ておりません。これまでずっと要望していち早くやるべきだということやってまいりましたが、この宅地から20メートルというところで終わってしまう。この部分が山林間の移行、そういったものをどう解決していくのかということで、いち早く同時にやるべきだということを申し上げてきたわけですが、それについては、まだ、やるといったことを明確に出されておられませんので、引き続き早くやるようお願いして、要望していくという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 冒頭に申し上げた矢吹町の森林の町有林を除染するという報道がありましたけれども、その真意についてはどうなのでしょう。わかる範囲でお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 5番金田議員の質問にお答えいたします。

矢吹町では、森林再生事業、林業の再生事業ということで取り組んでいるようです。事業名とすれば福島森林再生事業ということになっております。

何をやる事業かといいますと、やはり放射能により放射能物質が山林に滞留してお

りますので、間伐、除伐、植栽等を実施するというふうな、加えて作業道の整備というふうなことも考えているようです。除染というふうなことは言うておりませんが、森林の放射能の量を測定すると、把握するという事業というふうに聞いております。

最初、その事業につきまして、県南農林事務所等の説明会がありまして、枝とあとは伐採したものを林外に搬出するというところまでできるというふうなことを言うておったんですが、まだ、固まっていないようで不確定要素があります。村としましては、その不確定要素を確認させていただいて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの説明ですと、除染作業ではなくて森林再生事業なんだというふうなことでございます。何か25町歩やった割には2,900万円で安く上がるのかなというふうな見解をしていたんですが、いずれにしろ、伐採したり間伐したり除伐したり、いろいろ山林なんかきれいになって多少でも数値が下がれば、それもいいのかなというふうにも思っておりますので、今後、村でも導入できる範囲で検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

また、今月の14日のNHKのニュースによりますと、NHKの調査で、福島県内の市町村の90%が除染受託業者との契約で除染の数値目標を設定していないという報道がありました。私は当然、0.23マイクロシーベルトと認識していたんですが、契約上はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えいたします。

業者との契約の数値目標でございますが、契約上にはその数値目標は子どものいる家庭で5割軽減、大人の世帯で60%軽減、最終的には0.23マイクロシーベルトを目指すということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 私の認識がちょっと違っていたようでございました。単純に年間1ミリシーベルトから0.23マイクロシーベルトというのが頭にこびりついておまして、90%の市町村が我が西郷村と同じような対応をしているというふうなことだと思っております。確かに、1.何ぼとか3.何ぼとか高レベルの線量があるところを一気に0.23マイクロシーベルトに落とすというのは、かなり難儀なのかなというふうにも思われます。

いかほどでも下がるのは望んでおりますが、問題は、除染終了後の放射線量について、業者との契約、線量が下がったと、その下がったら下がったでそれをどのくらい維持しなくちゃならないか。瑕疵責任というかそういうものじゃないんですけれども、例えば簡単にいうと植木屋さんが庭木を植えて、半年は枯れても保障しますよというふうな類いの感覚で、その線量を何か月とか何年間は補助しますよという業者の委託契約の中ではあるんでしょうか、それについて伺います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えいたします。

業者との除染が完了し、完了検査後、何年、何か月保障するのかと、こういった規定はございません。現在、村としても再除染について環境省と県に要望しておりますが、現在、県と環境省で協議中でございます。まだ、不確定なものがございまして、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 環境省とかの指針が定かでない。これ以上質問しても答えは出てこないと思いますので、次に移らさせていただきます。

次に、森林の病虫害対策について伺います。

先ほど村の指定文化財の中で谷地中のカサマツの件に触れましたが、やはり一番は松くい虫対策であります。

ご存じのように、松くい虫の被害は北海道を除く全国に波及し、どこの都府県でも苦慮しているのが実態であります。マツノマダラカミキリが媒介してマツノザイセンチュウが樹木の中に入り込むものであります。対策は枯れ木の伐採や薫蒸処理、ヘリ防除等が一般的であります。当村の防除体制について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 松くい虫についての対応についておたしでございまして。

本村におきましても、お話しのようにこの松くい虫による被害はもう村内全域というふうになっております。平成22年度から平成24年度までの3年間で415立米、670本の倒伐、薫蒸処理及び油剤処理により対応いたしました。今年度は130立米を計画しておりますが、拡大をこれは止められるかということについての確証は得ておりません。なかなかその勢いが増してございまして、いよいよ本格的にやってきたのではないかと懸念をしております。

これも議員おたしのとおり、これまでよりも山が少し赤くなっているという度合いが加速しているという見方でありまして、今後とも今言われました、やっぱりマツノザイセンチュウとこれを媒介するマツノマダラカミキリ、この連鎖をどう止めるかというふうになると思います。一部では、やはり新たな樹種転換、そういったことまでこの林業の試験場はやっております。郡山では松においてもザイセンチュウに強いものを今着々と増やしております。

しかし、悲観的にならないで銘木等がありますので、おたしのように、今までのこういった対応も引き続きやりながら、対応していくしかないというふうに思っている状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま村長の答弁にもありましたように、村内一円、もうあちこちで紅葉したように真っ赤になっております。特に、鶴生地区の薬師様の上の山あたりなんかは、もうちょっと見ただけでも10本以上真っ赤になっておりますし、もう熊倉から谷地中、先ほどの谷地中のカサマツのすぐ近くに妙見神社がありますけれども、その境内にも太い松が2本ほど真っ赤になっておりますし、今赤くなっている

のは、これからどんどんまた今月末からシーズンになります、マダラカミキリが活躍します。まだまだ増えていく傾向があるんじゃないかなと思っております。

防除体制については、いろいろあると思いますが、有人ヘリによる防除は水田のいもち病や病害虫の防除でも利用しましたが、近年、薬剤の人体への影響を心配する周辺住民の理解が得られず、無人ヘリに切りかえ現在に至っております。

利点は、無人ヘリにしますとスポット的に対応できると。もう薬剤の不要な拡散が防げると。それから、また、伐採した松材をチップ化して焼却処分する方法もあります。手法によってはバイオマス発電にも利用可能と思われております。研究段階では秋田県が秋田大学、秋田県立大学、それから民間の会社と合同で、彼岸花の球根、その球根から圧搾液を取り出しまして松に注入すると。そうすると、先ほどのマツノザイセンチュウが死んでいくというふうな研究結果が出ております。そういった試験を繰り返しておりますので、やがてそんな方法もとれるのかなというふうに思っております。

いずれにしろ、抜本的な対策が求められておりますけれども、特効薬がなくて、将来はマツタケはさらに貴重になると。県材としての松材も入手困難になるおそれがあります。これらの原因の一つは、先ほどから言いますように、媒介するマダラカミキリ、これはアメリカから実際入ってきた外来種でありました。昭和39年といえますと、首都高速が開通して東京オリンピックが開幕する高度成長期の始まりでございませう。その年に木材が完全自由化されたんです。その影響もあって国内材は暴落、林業家は山で食えなく、山に入らなくなってきたというのが元凶でもあります。結果、発見も対策も遅れて放置されたというふうな経過をたどったのも一つの理由かなというふうに思っております。

一月ほど前、田植え盛りのころ、里山は赤く枯れた松と紫に山が染まる藤の花が見事でありました。近年になくあちこちで見られました。藤の花は隣の下郷町の花であります。塔のへつりにぶら下がって咲く姿は絵になります。当村は、ほとんどが植林した杉などに絡みついて毎年増えております。昔はなたを持って山に入り、絡みついた藤はすぐに切り落とすがの当たり前でしたが、木材の価値の下落とともに放置されて、山ごとジャングル化してイノシシの格好のすみかになっております。

私的な原因論と現況を申し上げましたが、これらのことに対して村長はどう思われますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり今のマツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリ、この木材の輸入が自由化になって、あれ以降、日本の林業は衰退している。そして、森林管理署、今人材を減らしております。予算も今年から一般会計化するというので、林野庁特別会計はまた新たな展開に入ります。やはりこの国土の緑化等、それから森林、林業の再生、特用林産物の利用、こういったものがあってこれまでの第一次産業の大きな部分を担ってまいりましたが、やはりこの輸入によるもの、あるいは経済的な側面、そういったものでなかなか衰退している。その部分が一つの今のつる切り、

あるいは下刈り、あるいはアカマツといったものの対応、長い繊維を持つもので紙の材料とかいろいろありましたが、このごろ材としてはなかなか脚光を浴びない。さらには、バイオマスとかいろいろ展開がありますが、なかなかこれが本どおりにはいておりません。そういった観点から、やっぱり総合的に対応しなければならないというふうに思っております。林業の持つ意味は、単に材料だけではなくして、国土保全という意味合いを持っておりますので、そういった意味合いからもこれは考えていかなければならない。

そして、もう既に39年間、今や国内産については3割を切っている。これを5割に戻そうと、そういった運動が始まっておりますので、そういったものと総合的に考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 最後に、桜のシーズンは終わりましたが、NHKの大河ドラマ「八重の桜」は佳境に入り、白河から二本松、若松へと満開であります。先週、若松へ会議の折、「八重の桜」の冒頭のシーンで八重とともに映っている桜を見る機会がありました。石部桜といって樹齢約600年の江戸彼岸桜であります。葦名氏の重臣の石部氏の庭の桜と言われており、田んぼの中に会津五大桜にふさわしい風格の桜でもあります。保存状況も含め立派なものであります。

さて、話を当村に戻しますと、桜の名所の太陽の国や方々の桜、特に台上の東亜道路の両サイドの桜はテングス病の被害がひどく、対応を早くしないとどんどん伝染してしまいます。病状は名前のとおり天狗が巣をつくったような形状でございます。当村の防除体制について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 桜の大敵テングス病については、ご指摘のとおり桜の折、あるいはその後についても特異な形状をしておりますので目につきます。ご指摘いっぱいあります。やっぱり道路に関するもの、公園に関するもの、あるいは個人所有においても、そういったものの対応については、やっぱり伐採して焼却する。こういったものでこれまでやっております。やはり地上高が高い、なかなか個人的にはやりにくい高さ等がありますので、いろいろボランティア、あるいは機材等の応援を得てこれまでやってきましたが、なかなかこの拡大に追いつかないといった側面も持っております。やはり機材の導入、あるいは人のかかわり方、あらゆるところを動員してやらなければならないというふうに思っておりますので、いろいろ情報等をお持ちだと思いますので、さらなるそういった支援も賜りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） テングス病の対応についてお伺いしましたが、ソメイヨシノ桜は寿命はもともと60年とも言われております。実際100年が限度とも言われておりますけれども、管理のしようでは弘前城の桜のように120年を超える桜もあるそうでございます。テングス病にかかりやすく、今後、植えるには江戸彼岸桜だとかしだ

れ桜のように病気に強く、しかも寿命の長い桜の選定も考慮していただきたいというふうに思っております。

次に、最後の3番目の質問に移らせていただきます。

さて、東日本大震災から2年3か月が経過しました。村内の神社などの石仏等の準文化財の修復について補償対策等についてであります。

未曾有の大震災震度6弱をはじめ連日の余震により、村内各地の住宅や墓地などに多大な損害が発生し、いまだ修復されない家屋等もございます。

そんな中、古来より集落の氏子などによって管理されてきた鎮守様、神社を形成する大事な鳥居、こま犬、灯籠、石段等は、我が西郷村の特産品である白河石が多く使用されております。今般の震災で数多くの集落の神社で倒壊による破損等の被害が出ましたが、調査はされましたでしょうか、お伺いします。教育長、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

お話ありましたように、今般の震度6弱というこの地震のエネルギーはすさまじいものがあって、残念ではありますけれども、お話ありました集落、あるいは神社をはじめさまざまところで影響を受けました。そして、破損という状況になっております。そのことについての調査のことをございます。地震の後、生涯学習課のほうで当時の行政区長さんを通して、各行政区の状況につきまして調査をさせていただいたところです。アンケート調査という形で回答を寄せていただきました。

その結果として、その集計の中では66か所、250を超えるそういう倒壊があったというふうに把握をしたところをございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） かなりの調査事例が報告されたようでありました。

「村の鎮守の神様の今日はめでたいお祭り日、ドンドンヒャララドンヒャララ」と続くこの歌、ご存じ「村祭」であります。明治45年、今からちょうど100年前でございます。文科省の、当時は文部省の教科書に発表されました。神社は五穀豊穰を願って雨乞いも願い、村の天下泰平を願い、健康を祈願したそうでございます。私の集落の行事の天道念仏の献上品にもそのような願い事が記されております。

古来、人々の心のよりどころとして集落を一つにまとめ、人々をつなぐ大きな役割があり、震災後、いわゆるきずなの発祥地とも発信地とも言えます。今、文化価値の高い伝統行事を継承させ、人々の和を大切にする意味でもいち早い修復を願うものがあります。行政は政教分離の原則により特別な文化財を除き補助しておりませんが、村の文化財の条例の見直し等により、今般の事態に特例の対応が村内各地より上がっておりますが、対応について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

先ほど神社をはじめとして被害を受けた調査の結果を申し上げました。実は、そこから先がお話ありましたように課題でありまして、議員さんもお承知のとおり、政教

分離のお話、そして、指定の冒頭申し上げましたことなど、そういうことが非常に大きく復元、修復するには影響してまいります。

まず、指定をしている場合には、かなりそのことに近づけるんでありますが、指定されていないということになったそこから先がどのようにということになります。もう一つのお話のように、政教分離に関しての法律がございますので、その法律の規制の中で、そのことを進めるということになっていきます。その法律の枠を柔軟に今回のことは特例として扱っていくことはできないかという、そういうことも含んだご質問でございます、そこが非常に難しいものでございます。

宗教についてのこの学びは、非常に大事なことなんですが、宗教そのものにかかわり、あるいはそこに手を出していくということについての法の場合には趣旨ということになるので、この修復のことも同じようなことからスタートするというふうに思っています。

一方、そうはいっても集落はじめ村の中にある、このお話ありましたものにつきましては、長い年月、生活とともにきたものでありますので、しかも今、この手を出さないで、また別なときにいつか手を出ることができるのかという、その可能性は時が経つにつれて少しずつ多分薄くなっていくんだろうということも推測されます。そのようなこと、難しい案件を含んでいますので、文化財保護委員会の中でもこのことについては既に話をしてまいりましたが、なお、調査をさせていただきました、そのこともありますので、行政区、地域の皆様方のご意見、そして専門的知識を持っておられます文化財保護委員の皆様方、あるいは村外の方の専門的な意見も加えながら、何が本当にできるのか、そういうことを突き詰めてまいりたいというふうに思っています。

生涯学習課のほうでももう少し調べていただきまして、他県とか県内での事例などにも、こういうことをやると可能性があるかもしれないなというような方策も少し聞いておりますので、そういうことを本気で学習をしながら、先ほど申し上げましたように時期を失しない対応、そして、どこからやるのかという順序性とか含めて対応を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 時期を逸しないように対応を検討してきたいという答弁でございますので、そのように進めていただきたいと思っております。

先般、話は別なんですけれども、富士山が世界遺産にまだ正式決定はしていませんけれども、されそうでございます。その富士山の世界遺産についても、当初は自然遺産というふうなことで申請していたのが、それを認められずに文化遺産というような形で認められたんです。文化遺産というのはいろいろ富士山は山のでっぺんまで浅間神社のものです、山自体が。富士山の裾野にはたくさんの神社が点在しております、これは富士山ばかりじゃないです。御嶽山もあちこちの山が昔から宗教上の願い事、祈願するための山でもございました。しかし、富士山も当然、そのような姿があって、それにかかわるいろんな宗教が主でございます。それが全て文化遺産として

世界遺産に登録された。当然、そうなればこれからも国としても富士山にかかわる維持管理については、口出しをせざるを得なくなってくるんだと思っております。そういった文化的な価値というのは計り知れないものがあるということ、さらに申しつけいたしました。

最後に、前回と同じでございますけれども、一日も早く復旧から復興、そして放射線の不安のない社会の構築、風評被害と原発の早期収束、早期賠償、早期除染を願い、私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、3番南館かつえ君の一般質問を許します。3番南館かつえ君。

◇ 3 番 南館かつえ君

1. 耕作放棄地の再生について
2. 風評被害対策の強化について

○ 3 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

耕作放棄地の再生について。

1 点目といたしましては、当村の耕作放棄地の現状と課題についてお伺いいたします。

西郷村は約 7 割が山林で自然豊かな村です。ところが、平成 23 年の大震災と放射能の影響で村が一変しました。私たちの生活がこんなにも制限され、国の指示がないと動けないこのもどかしさに、改めて政治の判断と経験のなさを深刻に感じました。

そして、現在はなかなか進まない賠償の問題、原発の問題、風評被害の問題、雇用の問題、さまざまなことがまだまだ解決しておりません。原発ゼロを目指している以上は、それにかわるエネルギーの問題もあります。一つ一つ丁寧に解決しなければなりません。

そこで、お伺いいたします。

1 点目ですが、平成 22 年からの耕作放棄地の面積と増減についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3 番南館議員の一般質問にお答えをいたします。

耕作放棄地の推移についてのおただしでございますが、村の耕作放棄地の面積は、平成 22 年度、377ヘクタール、平成 23 年度、350ヘクタール。27ヘクタール減少しております。平成 24 年度につきましては、322ヘクタールでありました。また 28ヘクタール減っているところでございます。率にいたしますと 7%、8%程度の減少でございます。

いろいろ除染等の問題等が絡まっておりますり、そういったことが増減の原因だと思いますが、今の除染以外につきましては、また、増加をしているという部分もございしますので、全体としてはまだらですが、増加しつつあるという状況であります。

○議長（鈴木宏始君） 3 番南館かつえ君の再質問を許します。

○ 3 番（南館かつえ君） とても深刻な状況です。後継者もない中で、荒れ地が増え続けるといった問題もあります。現在、西郷村の人口は減少していません、新しい家も増えているんですね。でも、耕作放棄地の解消につながっているのかというと、また、疑問な点もございします。

そこで、農業委員会では、この耕作放棄地等々の調査をしていると思います。私も農業委員会の委員のときに地番ごとに写真を撮り、調査した記憶があります。

そこで、お伺いいたします。

2 点目ですが、農業委員会では、この耕作放棄地の解消に向けてどのような取り組みをしているのか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農業委員会につきましては、いろいろその業務について鋭意勉強されていること、まことにありがたく思っております。農政の根幹ということで、全体からしますと、やはりその推移等についてはよくお聞きして、そして施策につなげていきたいというふうに思っております。

やはり、この耕作放棄についてのいろいろ状況の中身であります。1つは担い手が少なくなっている、高齢化の問題もございます。それは他産業への転換という業態の問題もございます。それから、なかなか宅地混住社会になってまいりましたので、水の管理、あるいは農業施設等についてもなかなか容易ではない。それから、放棄している場所につきましては、山間地といいますか、なかなか耕作について労力がかかるといった部分もございますので、そういった部分、そういったことがもろもろ重なっている。

当然、経済性に合致するという前提で、そういった結果が出てまいりますが、そういったことを調査をし、さらには規模の拡大等の問題がありますので、やはり今後の新しい強い農業ということで、耕作地の拡大といったことも施策上、農水省から出ております。そういったことの農地の流動化、住宅の促進、いろんなことをされております。

やはり一番の問題は、業として農家が経営上成り立つかという一つの大きなポイントがありますので、それに関しましては、やはり営農の状況、あるいは価格の問題、あるいは稲作技術、あるいはその他の栽培等の作物の問題等がありますので、それらについていろいろ調査研究、あるいは県への、あるいは提言等をしていただいておりますので、それと絡み合わせた施策をとっていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 現状はとても厳しいと思います。耕作放棄地に関しては難しい問題もあるようですが、所有者に任せきりではなく、村も一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

では、この耕作放棄地の活用についてなんですが、国・県からの支援事業もあると思います。

3点目ですが、平成22年から平成24年までに国・県等の事業を活用して耕作放棄地を再生した実績はありますか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 再生事業についてのおただしでございしますが、平成22年度に耕作放棄地再生利用対策交付金事業を活用し、村内5地区において201アールの再生を行いました。財源につきましては、国庫支出金、所有者負担金でございます。今後とも、この再生の意欲等につきましては、対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 農家の皆さんが安心して仕事ができる体制づくり、そして、情

報提供もしているとは思いますが、村が元気になるために住民にも耕作放棄地の活用を訴えて、荒れた土地が再生できるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、2つ目といたしまして、再生可能エネルギー導入の支援についてお伺いいたします。

原発の影響で今、注目を集めているのが再生可能エネルギーです。当村においても、導入に向けて動いているとは思いますが、今、村内を歩いてみますと、山林や雑木林が伐採され、一部ソーラーパネルが設置されているところも見受けられます。いよいよ我が西郷村にも注目が集まってきたのかとうれしい限りでございます。

そこで、この再生可能エネルギーを導入する場合に、耕作放棄地、また農地は利用できるのか、問題点はないのかお聞きしたいと思います。

1点目といたしまして、耕作放棄地や農地を活用する場合に、再生可能エネルギー導入に対しての利用制限はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 耕作放棄地を活用する場合に、再生可能エネルギー導入に対して規制ということでございます。一例として、この太陽光発電設備の導入等についてご説明いたします。

まず、農地法の許可が必要となる部分があります。優良農地等の集団性のある農地区分、第1種農地に該当する農地につきましては、原則、許可はできないというふうになっております。ただし、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合については、申請に係る期間が3年以内であって、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とする場合、それから、簡易構造物で容易に撤去できる支柱とすること、3つ目といたしまして、面積が必要最小限で適正と認められるとき、支柱設置について許可の対象として判断する場合もある、こういったことになっておりまして、農地の利用について制限をするようなものでなければといったことがあって、導入については対応するというふうになっております。

現在、農地への導入については、具体的な接触はまだございませんが、再生可能エネルギーの導入に関しまして問い合わせ等があるようでもあります。この旨の今の説明を申し上げて、いろんな相談を今後も受け付けようというふうに思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 3番議員、ちょっと休憩にしたいと思います。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） ぜひ使い勝手のいい対策を検討し、企業に対して導入しやすい環境をつくることも大切なことです。PR活動も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、農地転用に対して、福島県は公費を投じた農地を転用することに難色を示しているとお聞きしました。県のほうにもしっかりと取り組んでほしいと伝えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原発が廃炉になるということになりますと、新たなエネルギーをどう求めていくか、それが一番いいのは議員おただしのおり再生可能にあることは明白であります。これまで去年、ドイツ等に行きましたが、やはりほかの国においてもこの部分については相当意欲を持って取り組んでいらっしゃる。そうしますと、国内においてとなりますと山ばかりではありません。太陽光、風力、小水力、地熱、いろいろありますので、やっぱり地域に合ったというふうになると思います。

特に、農地につきましては、おただしのおりなかなか農地法との関係がありますので、その部分の調整等についてはいろいろ問題が出てくると思いますが、これは農業の観点、あるいは、今の再生エネルギーとの限界論、この部分について十分なる議論をしていただいて、そして、両方立つようにできるような方向に持っていただきたいと思います、そのように申し上げておきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） では、当村でも導入されている企業があると思います。

そこで、お聞きいたします。

2点目ですが、これまでの導入状況について、また、今後導入される予定があるかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在、おただしの農地等についてはありませんが、再生可能エネルギーにつきましては、相当数関心を持っていろんな相談を受けている部分も知っております。私のところにもおいでになる方があります。

問題は、やはり今の土地の問題、あるいは資金の問題、あるいはこの買い取り制度が20年どう動くかといった問題、いろいろありますので、初期投資あるいは電力各社との送電の網の目、これがなかなか送電線等の資金を必要としますので、そういった相談も含めて今受けているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） では、農地以外に設置する場合は許可基準とかあると思うんですが、農地以外の場合、許可基準とかは村長が判断することになると理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農地以外の問題につきましては、所有権に基づくものが一番強いというふうになります。ただし、電力、広域のものとかいろいろありますので、やは

りほかの所有者、あるいは住民の方々、いろいろ整理する部分があります。これが面積が増えた場合は、土地の形状等に影響してくるといったことも考えられますので、これまで開発については、いろいろ都市計画以外の森林法、あるいは農地法等がありました。それ以外のことにつきましても、やはりエネルギーの問題として送電網の問題等がありますので、一番は経済産業省等の営利関係、もちろん土地の問題もありますけれども、そういったものとの土地の形状の変更についての許可、いろいろあります。やはり各特別法によつての部分については調整を要するというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） それでは、先ほど村長からもお話ありましたが、再生可能エネルギーに関してですが、当村でも独自に取り組めるものもあると思います。例えば小水力発電としての西郷村には1級河川があります、牛もいます、牛ふんも利用できます、バイオマスもあります、平地があります、台上なんかはソーラーパネルが設置できます。最高ですね、もし設置できたらですが。村長も考えているとは思いますが、今後、村としてソーラーパネル等と、この再生可能エネルギーを設置する考えはあるか、お聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新たなエネルギーについての取り組みについては前向きにやっていきたいと思っております。

もう一つは、この行政として取り組みはどうかというお話をするならば、少し消極的にならざるを得ないというふうに思っております。これは例えば特別会計を設けて、そして営業の電力を算出できるかという問題があります。各地区で取り組みの準備に入ったところもありますが、やはり、長期的にという初期投資の問題、あるいは回収の問題等もあります。小さいものにつきましては、この庁舎とか学校とかについては、もう既にやっております。こういうものについては当然であります、営業に関するもの等につきましては、規模等と将来像についてプラスマイナスについての、まだ研究が少し足りないのではないかとこのように思っております。これについては検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 何とかこの耕作放棄地の解消のために、さまざまな支援を活用して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の風評被害対策の強化についてですが、1番目といたしましては、食の安全への取り組みについてお伺いいたします。

毎日、防災無線で測定結果を聞いておりますが、放射能の影響で食べられないものがいまだに出ています。農産物直売所でも放射能検査結果のシールを張らなければ商品として認められないことなど、この状況はいつまで続くのかとも先が見えません。行政でも仕事が増え、苦情もあり、その対応に当たって大変な状況にあると思っております。そんな中で質問することも、住民の声と思って対応していただきたいと思いま

す。

それでは、質問に入ります。

1点目、食の安全についてですが、アとして、当村では食品の検査のほかにどのような取り組みをしてきたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 検査のほかにということになりますと、検査が一番大事なことであります。先頃はより高品質な計測器をご寄贈いただいたりして、その体制を進めているところでありますが、それについては毎日こなしていくということがございますが、その結果につきましては、ホームページを通じた公表とか、あるいは冊子にまとめてお見せするとか、そういう現実としてどういった土壌からの移行、それが出ているのかということをお知らせしております。

さらに、今度は土壌から農作物の移行についてどう止めるのかということでありまして、コメについては、ご存じのとおりであります。前段、産米で50ベクレルを超える土地につきましては、振興及び判定による除染等を行っております。これらについては移行が少なくなるということを確認しているというふうに思っております。

さらに、その50ベクレルを超えないまでも、やはり懸念があるものにつきましては、ということ、水田あるいは大豆、そば等の畑につきましてもカリウム等の移行を止めるといったことの資材の配布を行っております。そういったことで、土地から土から作物に移行するものを止めたいというふうに思っております。

さらに、では一番の問題は、現在の基準の問題でありまして、県知事も要望しておりますように、現在の1ミリシーベルトという追加の数字と、それから派生する100ベクレル、なかなか対応に苦慮しております。もちろんゼロがいいということにはなるわけですが、実際、本当にゼロなのかどうかということも含めまして、やはりそういったものの安全の基準等、説明をよくしていただきたいという要望をしながら、さらに測ったものにつきましては、市場に出回ったものについては全部基準値以下でありますので、ご安心いただきたいという、こういった運動もしております。これにつきましては、地場産業対策協議会等でいろいろな場所において実態をご説明して、そしてご理解を賜る、それを一つの事業としてやってきたところであります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 毎日手探りの状況で仕事をしていると思いますが、私たち村民が安全で安心な暮らしができるように、今後とも情報提供をしていただきたいと思います。食の安全については、一人一人考えが違うと思います。でも、情報は大事なもので、防災無線を使いながら、これからもスピード感のある対応をお願いしたいと思います。

次に、ブランドイメージ回復事業ですが、ブランドイメージ回復事業は福島県が昨年9月に34億2,500万円を補正予算化し、原発事故の風評対策に用途を特化した事業として全市町村に交付したもので、西郷村には5,037万5,000円が交付されました。この事業の内容といたしましては、昨年の12月定例議会に説明を受け

ましたが、福島第一原子力発電所の事故により村民がこうむったブランドイメージの低下、差別、偏見、忌避等の損害からの回復を図るために、実施する事業の経費に充当することを目的とするとしております。魅力発信するための広報媒体等の開発事業、物産展などの復興イベント、村内外からの観光誘客、そして商品開発や販路開拓等の事業を展開していくとしております。

そこで、イとして、当村ではブランドイメージ回復事業が開催予定されていると思いますが、どのような内容で実施していくのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員おただしの中で、いろいろこれまでのことについてお話しいただきましたので、それについては割愛させていただきますが、おただしとおり、このブランドイメージはやはり風評ということによって、県内の産業は著しくダメージをこうむっております。これをどのように回復していくのかというふうになりますと、なかなか現在の状況ではマイナスになってしまったものをゼロに戻す、なかなか容易ではありません。ということで、何が一番大事かといいますと、やはり先ほどの検査と、それから健康に対する影響がどのようになるのかということを経験的にとか、そういった学術的な説明が必要であります。同時に、それらについて数字が少ない、あるいは新たなブランドをつくり出すといったことを同時に行われなければならないということを考えているところでございまして、おただしの事業の中身につきましては、本年度は8月10日に商工祭があるわけでございまして、これと共催によるイベントを開催するというふうにしております。

ブランドイメージ回復を図るための事業や活動をする団体の募集、そして、村民の公募、ブランドイメージ策定委員会を立ち上げ、事業の企画・立案をしていきたいというふうに思っております。本事業は平成24年度から平成26年度までの3か年というふうになっておりまして、2か年の延長も可能というふうになっております。今後はこの委員会等で計画された事業を進め、ブランドイメージの向上に資していきたいというふうに思っております。

なお、村民に対する事業の募集、委員の公募、あるいは選定につきましては、広報紙7月号等に掲載をいたしまして募ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） ぜひ一日も早く復興できるように実りある事業を推進していただきたいと思っております。そして、毎年工夫をして村民が楽しみに待っているようなイベントを企画して盛り上げてほしいと思っております。広報紙の掲載もありますが、見ていない人もいます。目立つチラシを作成していただきたいと思っております。

次に、風評被害についてですが、2点目といたしまして、風評被害を受けた産業への支援についてお伺いいたします。

震災の影響で、また原発の影響で西郷村も風評被害がありました。今は少しずつ回復しつつあると思っております。

そこで、アとして、当村では各企業に対してどのような支援をしてきたのかお伺い

いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 風評被害対策についての企業に対するということでございます。

おただしのおり、風評あるいは原発に直接、間接にいろいろ影響がありました。売り上げ等が下がったり、あるいは賠償されるまでの間のつなぎ資金、いろんな問題がございました。そういったことにつきましては、1つは、中小企業経営合理化資金融資制度等を拡大したところでございます。それから、増額。500万円から1,500万円。それから、期間の延長、あるいは償還利子を無償、こういったところをしてきたところでございます。

さらには、企業立地の補助金等がいろいろございました。これに対する情報の提供を細かくやってまいりました。特区の状況、あるいは優遇措置についての制度についてのPR等をこれまで図ってまいったところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 実際、村だけでは難しい問題もあります。国の支援、県の支援もどんどん活用して情報を提供しながら取り組んでいただきたいと思います。そして、PRも大事です。報徳の「り菜あん」に芸能人が来てテレビ中継があったそうですが、そのテレビの影響によりポテトまんじゅうが完売したそうです。その後、私も「り菜あん」に足を運びましたが、一時的なようでポテトまんじゅうはたくさんありました。新商品もつくっていかないと、ポテトまんじゅうだけでは物足りないと思います。

そこで、お伺いいたします。

この新商品開発のために、イとして、村としてどのような支援をしてきたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新商品開発につきましては、おただしのおり、やはり西郷ならではといったものができないか。これまで西郷で十分に対応できるものは米、ミルク、ジャガイモ等につきましては、出荷産物もわかりやすい、誰でも知っている産物でございますので、こういった加工品等につきましては、今お話のあったポテまんというようなことをされてきたわけでありまして、今後ともそういったものについては応援していきたいというふうに思っております。

平成24年度におきましては、西郷村商工会が実施いたしました「元気西郷夢プロジェクト事業」の特産品開発、山椒、夏ハゼをベースにした商品、ドレッシング等がもう既に商品化、手についておりますが、こういったものについての補助しているところでございます。

平成25年度につきましては、ブランドイメージの回復事業といたしまして、これは新たな団体が出てくるものについては補助していきたいというふうに思っております。このほか個人開発のイワナ、ヤマメの昆布巻き、あるいは薫製、あるいはニジマス甘露煮、あるいは豆菓子、ユバ等につきましても、いろいろこれまでのご努力がありますので、これらの産品につきましても販売の強化等につきましても応援していく

というふうに思っているところがございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） すばらしい取り組みをしています。でも、一生懸命やっているのに、そのことを知らない村民も多いと思います。インターネットも必要ですが、チラシ等も活用して紹介をしていただきたいと思います。

また、この商品開発にはほかの自治体でも子どもたちに料理をつくってもらい、子どもたちの発想で斬新なものができ、お店に出してもらって反響を聞き、そのようにして取り組んだところがあるとお聞きしております。ぜひ皆さんにも呼びかけて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3点目に入ります。

観光推進による対策強化についてお伺いいたします。

この風評被害によって観光事業も大変な状況だと思います。西郷村に観光客が来てもお金を使うところがあまりない、もったいないことです。だから、西郷を素通りして下郷に行ってお金を落とすようになってしまっている。この状況を何とかしなければなりません。

そこで、お伺いいたします。

アとして、当村の3・11以前と以後の観光客数の状況についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3・11以前と以後についての観光客数の状況についてのおたがしがありました。平成22年度の観光客数調べでは、36万4,000人でございます。平成23年度は約2割落ち込んでおまして、29万人台というふうになっております。昨年、平成24年では33万6,000人、8%弱であります。そこまで2割ダウンから回復しているという状況にあるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） パーセンテージでは上下いろいろあると思いますが、確かに震災前と震災後では観光客が減っていることは確かでございます。今、観光客の姿が西郷村であまり見えていません。当村でも旅館やホテルが悲鳴を上げている状況を打開するために知恵を絞り、風評被害を吹き飛ばす勢いで計画していただきたい。

そんな中で震災後、東京都では旅費を助成する被災地応援ツアーを昨年は4万パック分が完売したそうです。今年度も継続し、2万パック分が用意されたそうです。

そこでお伺いいたします。

イとして、東京都からの支援事業の実績について、当村には東京都からのツアー客はどのくらい来たのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 東京都からの支援事業の実績についてのおたがしでございますが、この事業は東京観光財団が被災地応援ツアーと定めた都内の旅行業者が販売する福島県を目的地とする宿泊、日帰りの旅行で、1泊3,000円、1回2泊、延べ2万パック、日帰り1,500円、延べ1万5,000人で都内に在住、在勤、在学の者を対

象としているものであり、平成24年度におきましては、日帰り約50人、宿泊約50人の結果でございました。

今後は、こういった援助を受けまして、さらに都内の取り扱い旅行者等と連携を深めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） とてもすばらしい助成がありました。東京都でも福島県の応援としてすばらしい取り組みだったと思います。西郷村でもこのようなことがあれば、ぜひ活用していただきたいと思います。

最後に、この観光推進による対策強化はしておりますか、お伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほどの東京都観光財団といった応援のほかにも、各県でいろいろ応援をさせていただいております。ただ、これはずっと永久的に続くわけではございません。よって、独自の魅力を発信していかなければならないということで、我々が持っているこの日光国立公園、これまでの蓄積、いろんな問題、テーマがありますが、それをPRあるいは説明するといった意味で、この観光ガイド養成講座、県のサポート事業等でやっておりますが、こういったものを地元旅館等と連携をしていく、あるいは、新たな合宿の里づくりとか、あるいはほかの観光地との連携による会津、那須といったものとの連携、いろんなことをPRと同時に誘客をするといった意味でのイベント等の開催、そういったものを今後とも打っていかなければならないということの観点に立ちまして、いろいろ観光協会との事業展開もやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 今後、西郷村に多くの観光客が来るように皆さんで取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

◇1番 鈴木勝久君

1. 教育行政について
2. 除染について
2. 水問題について

○1番（鈴木勝久君） 1番鈴木勝久、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、教育行政について村長にお伺いいたします。

西郷村の子どもたちをどのように育てほしいか、また、育てていきたいかというお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

村の子どもたち、どのように育てていただきたいか。まず、健康ですくすくと丈夫な子に育てていてもらいたい。2つ目、明朗闊達、快活、明るく、そしていろんな人生における困難に立ち向かえる気構えと、そして、知識と知恵を持っていただきたい。さらには、やはり人生としていい人生が送れるための条件、生きがい、あるいは人生の目的として、できれば社会貢献をしていただきたい、世界に羽ばたいていただきたい。いろんな思いがありますが、やはり児童憲章にあるように子どもたちの未来は、我々大人がその環境を整備していかなければなりませんので、そういった方向に子どもたちがいち早く到達できるよう、そして、早く立派な大人になって、そしてみずからの人生を切り開き、あるいはいい西郷村づくり、あるいは世界における貢献をなし得るような気概を持った成長をしてもらいたいというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の再質問を許します。

○1番（鈴木勝久君） 同じ質問を教育長にしたいと思います。

教育長は、西郷村の子どもたちがどのように育てほしいか、また、教員活動40年、それから教育長10年、この輝かしい経歴、そのことを踏まえまして、教育長の教育理念、また、覚悟をお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 1番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

西郷の子どもたちがどのように育てほしいか、また、育てていきたいのかというご質問だというふうに思っています。

まず最初に、子どもたちは今、西郷村で生きています。しかし、21世紀に入り、21世紀の後半、そして22世紀まで生きる子どもたちかもしれません。ぜひそうあってほしいと思います。そういう子どもたちが、これから多分生きていく中でいろんな未知の世界に遭遇すると思います。そういう未知の世界で遭遇するためには、子どもたちが何としてもそういう場にあっても、自分で考え、自分で情報を得て、そして自分で実行していく。それも一人じゃなくてみんなと力を合わせていく、そういう力がないと生きていけないと思います。つまり、生き抜く力、これを持って子どもたちが生きていてほしいと思っています。

西郷村の教育の理念であります、そのための自立と共生、このことを身につけた子どもであってほしいというふうに思っています。そのように育てていきたいとも考えています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） そのような力強いお言葉ありがとうございました。

それで、西郷村は他町村に比べまして、人口流動率というか、それが福島県内では西郷だけが他市町村に比べて増えております。子どもの数も他町村に比べればそれほど減少はしていないと思っております。県南地区では今50年来、合併なり併設というか、統合ですか、そういうものが白河市以外で大分進んでおります。

当村におかれましては、そういう事情も踏まえまして、これからこれは川谷小・中学校の児童数の減少についても絡みますけれども、当村には現在、小学校5校、中学校が3校ございます。これをどう維持していくのか、また、子どもだけにかかわらず学校というのは地域コミュニティーとも非常に深いかかわりを持っております。そういうものを踏まえまして、これから学校運営と申しますか、どのような方向づけをなさるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

議員申されましたように小学校5校、中学校3校、合計8校、さらに村立幼稚園、こういうことで教育委員会もそのことを進めている、そういう状況でございます。

私は、ある意味、非常に恵まれているというふうにも思っています。それはそれぞれの地域の特性があります。その特性を生かしながら、学校教育ができていくということ、これは非常に大切なことでありまして、そういう意味では現状の学校がこのように成立できているということ、大変ありがたく思っているところでございます。

そして、各学校も特色を持って、また、魅力ある学校にしようとして校長先生以下先生方、そして、地域の皆さんがこぞってそういう体制でいていただき、みんなで見守り、みんなで育むという、教育委員会がいつもお願いをしていることができているという点では非常にありがたいというふうに思っています。

お話ありましたように、人口流動、人口減少、こういうことが今全県通して課題になっています。少子化ということから生じ、また、自然的な要因、社会的な要因でそのようになっているかと思うんですが、西郷村の子どもの状況につきましても、ピーク時に比べますと、どういう状況なのかということをおっしゃりたいと思います。

西郷村におきまして、小・中学校の児童・生徒数の数でちょっと申し上げますが、合計数で言いますと、平成4年度にピークを迎えていまして、平成25年度、今年度の5月1日、そのピークと比べますと、514人減少しているという現状でございます。川谷のお話があったので、川谷のことも触れたいと思いますが、川谷小・中学校の現状としましては、同じように小・中学校合計で見ますと、昭和62年度がピークでございまして、149人でございまして、現在は、65人と半数です。

こういう状況でございます。

現在、そのことを受けまして、川谷小・中学校が小学校で複式という学級編制の状況にならざるを得ないという状況で、そのことを県にお世話になり、また、村独自の予算をつけていただきまして複式の解消をしている、こういう状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 各地域で特色のある教育をと言われました。その特色ある教育とは今、川谷の問題をこれからしますので、川谷におきましては、どのような特色で学校教育を進めていらっしゃるのか、その辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 各学校、特色を持って学校経営がなされている、地域の応援も得ているというお話を申し上げました。

川谷については、ではどういふことがあるのかということでございます。先ほど申し上げましたように、130人台の子どもさんがだんだん減ってきて、こういう状況にあります。しかし、そういう中にありまして、子どもたちが一つはちょっと教育的表現ではないかもしれませんが、家族的に、小学校で言えば1年生から6年生まで、本当に少子化の中で兄弟のように子どもたちが心を一つに寄せ合って学習し、そしてさまざまな活動をしている、これが一番の特徴というふうに思っています。

そういうことをもとにしまして、学校でもいろいろ考えてくださって、地域でも考えてくださって、つい先日、宮城県の亘理町荒浜小学校と交流をし、そのことを良さに加えて、少ない部分をどう生かしていったらいいのかなど行なっていることも特徴でございます。少ない人数でありますので、保護者の方々も本当に自分の子ども、近所の子どもはもちろんです。地域全体の子どもの名前まで覚えていただきながら取り組みをしていただいている、学校への応援をしていただいているということは非常に大きな特徴というふうに思っています。

また、他県ばかりでなくて村内でも羽太小学校と交流をしたり、そういうさまざまな特徴を持って行なっています。

ただ、このことばかりではない部分も含めた特徴を持っているのではないかと。つまりメリット、デメリット双方を持ちながら、でも、デメリットをメリットでカバーしながら学校経営を行なっている、そういう現状、特徴ではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 確かにメリット、デメリットはあると思えます。今のお話はよい面の方向でお話しされたと思えます。悪いほうの面と言いますと、私も聞いておりますが、川谷地区におきまして、野球をやりたいという子どもがおるそうですけれども、その子ども、児童は確かではありませんが、西郷二中に通っていると、そういう子どもと聞いております。

それで、地域の方々ともコミュニケーションを西郷村教育委員会のほうではとると

聞いておりましたが、どのぐらい前から地域の方々との件についてお話しなされてきたか、また、地域の方々の意見はどのような意見が多かったかお聞かせください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

川谷地域で地域の方々がかかわってどのような話をされていたのか、また、どのような意見が多かったのかというご質問だったと思います。

このことにつきましては、十数年前から川谷の少子化を考える会というふうに申されたと思いますが、そういう会が開かれておりました。私も教育長になりましてから、その会に参加させていただいたことがあったと思います。また、教育委員会でも地域教育懇談会というのを開催していきまして、その中でも子どもたちの現状、少子化の現状などについても報告をしたりしたそういう経験がございます。

少子化の対応について、地域住民の皆さんがもう前から幾度となく真剣にお話し合いをしてきてくださっていました。意見ですが、川谷地区の皆さん方の願いというか、そういう意見は小規模になっても学校を残してほしいという意見が多かったと思います。

また、最近になってですが、中には子どものことを考えると、現状のままでいいんですかという、そういう趣旨のご意見もあったというふうに記憶しています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今年、川谷小学校に入学した児童は1名でございます。このままですと、6年後には中学校1年生が1人と。当たり前ですが、その後、今1年生ということは6歳児でございます。川谷小学校学区内では5歳児、4歳児、3歳児と続きますけれども、その学区内の子どもたちの人数は4人、2人、2人と、ますます少なくなっています。

そこで、こういう子どもに対して、もう少し子どもたちのことを本当に考えてみれば、いろんな部分で支障も来してくると思います。ですから、村側の対応というか、今後そういう本当に少なくなった場合、確かに利点はあると思いますが、先ほど申しましたように、子どもたちを考えれば、何かの対策は打つべきだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

川谷中学校を例にして、今後の状況についてお話がありました。お話ありましたとおり、今後の児童・生徒数の減少につきましては、厳しい状況が推測されるというふうに思います。そういう中にありまして、教育委員会も学区を拡大して、赤坂ダムのあたりでありました学区を川のところまでおろしたり、また、現在では特認校制度で川谷のほうに向いては子どもたちが学区を越えて行くということを認めたり、そういう施策をとってきたところではあります。

ただ、そういう中にありまして、先ほど申されましたように、子どもの数が本当に少ない状況になってきているということもありますので、今まで本当に真剣に川谷の学校を残してほしいという、そういう願いと現実が施策をとってきた中でもなかなか厳しいという状況などあるものですから、このようなことを今年も教育の地域の懇談会を予定していますので、毎年テーマを決めながらやっています。今年はこのことを教育委員会側のテーマとさせていただいて、よく状況、厳しさ、お話をした上で考えを皆さんで話し合っていきたいというふうに思っているところです。

学区の問題につきましては、本当に地域の方々の思いが切実なことがあるものから、教育委員会としましても、今までの経緯などを含めて慎重に取り扱うと同時に、よく話し合いをしていただき、しかし、これも長く置いておく、そのままにというだけでの施策ではなく、迅速にどういうふうに考えていくのか、その辺を詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、特認校制度というのが教育長の説明にありました。この特認制度を設けてどのぐらいの成果があったか、また、真剣に考えていくはわかりますけれども、このままずるずるいったんでは、いずれ我が住んでおります羽太にも同じような状況があらわれないとも限りません。ですから、早目にそういう施策を村側で出していただければいいかなと思っております。

再度、質問します。教育長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学区の拡大とともに特認校制度を行ってまいりましたという話で、その特認校の成果というのか、特認校をやってどうだったんですかというお尋ねだと思います。

特認校につきましては、現在で申し上げますと、小学校では3名、特認校の制度で子どもがおります。また、中学校でも3名おります。現に、平成24年度はこの特認校制度によりまして、中学校の複式が解消される、普通学級で維持できると、そういう現状も生まれておるところで、一定の効果があつたと。地域の方々の願いに沿って、そういう成果はあつたというふうに思っています。

ただ、議員が申されましたように、少子化の厳しさというのは羽太小のお話もありましたように、確かに少子化という傾向になっています。そういうこと、先ほど申し上げましたとおり地域の声、それから通学について話し合いをしていただく会議等もございまして、そういう範囲、そして川谷地区以外の皆様の声もあわせて、いろん

な角度からこのことを考えていく必要があるというふうに思っています。

この県南におきましても、学校の統廃合につきましては、これまでそれぞれの町村でこういう同じようなことを経験して、厳しい中でどのようにしていったらいいのかという、そういう先進事例もごございますので、そういうところのお話も地域の皆さんと一緒に聞きする機会をつくったり、さまざまなことを考えながらやっていきたい。結局は一気にという、そういうことはなかなかやっぱり難しい側面もあるので、ぜひ慎重に、そして、時を逃さない、そういう迅速さも必要ということで、両方の視点からよく検討させていただきたい、そうしていくのがいいことなのかなというふうに思っている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 本当にこの議論はなかなか難しい問題があると思いますけれども、本当に慎重に前向きに地域コミュニティも考えながら、次の施策に当たってほしいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

住宅除染についてでございます。

去る6月6日に羽太地区におかれまして、除染説明会がありました。その中で除染業務計画工程表を示していただいたんですけども、地域住民に計画工程表の説明以前に、まず住宅除染が遅れた、その理由をもうちょっと丁寧に本当だったら説明なさせて頂いて当然だなと、私は思いました。

と申しますのは、昨年、除染費用が14億円ついたら、これで除染はもう速やかにというか、早くできるだろうと村民は期待をしておりましたが、それが目に見えて除染をしているのが全然見えてこなかった。それで、9月、12月に広報紙かなにかで村民に広報をしてくださいというお願いをしておきました。なぜ、そういうふうに何回も何回も遅れるのか、その遅れる都度に、地域住民の方々に村民の方々になぜ遅れるかという、そういう部分がなかったと思いますので、どうして地域の方々に除染の状況説明をなさっていなかったか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 除染の遅れる理由を言うべきではないかと、ごもっともだと思います。最初に除染ありきだということできました。もちろん除染をしなければ、例えば植物とか食べ物の移行もありますし、ということもあって、外部被ばく、内部被ばく両方からやろうというのがあって、それがどうかということで、一番はやはり仮置き場をつくりたかったということです。これまでこの学校校庭に入れたりということがあって、やはり同じ場所に入れるということが二度手間になったり、あるいはということを経験したときに、屋敷の中に置くという話もありました。ということですが、極めてそのことについては消極的な話もありました。

まず、仮置き場をということで去年の今ごろやっておりました。なかなか、しかし個人のものもほかに持って行ってもらいたいということと、ほかのものを自分の近くに集めるといった自己矛盾するみたいな2つの命題に対して、やっぱり場所を決めるの

はなかなか容易ではありませんでした。いろいろご説明をして、そしてうちのほうもいいですよとっていただいたのは、去年の秋ぐらいになってからです。それはやっぱり国有地の中、あるいは民地の中においても、もう本当に今のままでは先に行かんということが見えてやむを得ない。それでは完璧にやっていただきたいという前提のもとに説明会が進んできたという経過があります。そういった経過で今日まで至りまして、いよいよ仮置き場が稼働できるようになりました。

そうしますと、やっぱり宅地の除染は本当に土、あるいは草花、葉っぱとか根っことかいろいろ出てきます。これを持って行けということがめどがついたということが、一気に加速する形になってきたわけであります。

そうしますと、今度は逆に早くやってもらいたいということがあって、ということでこの説明会を地域ごとにやっている。そして、今年ぐらいには全部予定できる説明会を終わらせて、そして同意書をいただいて、そして具体的な発注に行く、そういった手順でいきたいと思っております。本当に遅れているというのは、地域の方々にとっても早く持って行ってもらいたいということと同じでありますので、早くできますように、さらに努力してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それを村民にわかるように広報、わかるようにしていただきたい。本当に村民がやるやるといっていつやるかという話なものですから、村民の方々に正確な情報を提供する、これを今後お願いいたしたいと思えます。

その中の除染計画書であります、説明を受けた除染説明書でありますけれども、羽太でやった説明書には同意書をとる、これは2、3か月、モニタリングをする、これも3か月、その後、本格的に業者が入って除染をするのに半年以上、これがどうにも腑に落ちないというか、それと同意書をとったときの説明がこれもまたいやらしい言い方をしたんです。同意書を80%以上とらないと除染をしない、このような説明をされました。

除染をするすると言っておいて、地域で80%とれないと除染をしない。私の考えですと、同意書をとった順からモニタリングをして、モニタリングを終わった順から除染をする。これでやれば、期間は半分に短縮できるんじゃないかなど。あの除染計画書を見て考えました。村長はいかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

同意書を80%取りつけてから始まるというような説明をいたしました。これについては、やはり地域全体で面的にやりますので、ある程度集まらないと除染ができない。そういった手法を議員が今ご指摘になった、何も同意書をとったところから順に生まれればいいんじゃないかという、そういった方法も今後取り入れて検討はしてまいります。できれば8割ぐらいそろった段階で発注したいと考えております。ご理解願いたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま、やり方についてお話ししましたが、言われたとおり地域は早くしてもらいたいというふうになっているのは承知しております。その手順として、たぶん今の時期、前よりはやっぱりご理解が進みましたので、早くご同意いただけるだろうと。これまでいろいろトラブルがありましたのは、やはり先ほどの樹木の問題とか、名木を枯らしてしまったとか、あるいは屋根の経年変化がわからなくて雨漏りがしたとか、いろいろなところほかでわかっていることは知っております。なるべく細かく説明して、そして、これでどうですかと、いいでしょうということをしなから、できる限り例えば水を使う、あるいは側溝に入るとなると、やっぱり下よりは上のほうからやりたいとか、あるいは区分をどういったブロックでやっていくか、みお筋の関係ですね。こういったことを考えながら申し上げたわけで、そうしますとそんなふうになるのかなと思いましたが、ただ、やり方によっては早くなる可能性があります。これは説明とそれからそれについての了承をいただく、これにかかってくると思いますので、なるべく早くできますように努力をします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 同意書をとるとき、地域の行政の区長を中心に行政の役職に当たっている方々が中心になられて同意書をとる。そのほうが大変効率的だと、そういう説明を受けました。さすがにというか、私もある意味、時間的に早くするんだったら、地域のことをその人柄をわかった人間が同意書をとるのは時間的に早くなるかとは思いますが、昔、カリウムを配布したとき、被害者の方々がなぜ自分たちが撒かなければならないんだと。撒いて労働賃金、労働力を東電に請求してもいいんじゃないかと、そういうお話がありましたが、今回も同様に同意書を取りつけて、1回で済む話でもないし、2回も3回も通う場合も出てきます。一般の方々はそのほうで小針さんという方々が同意書を集めるんですけども、みんなほとんど半分ぐらいの人は勤めに出ています。土日を含めてやるんですけども、何回も3回も回ります。そういうときの費用も業者の方々は動くお金が発生するんですけども、一般の方々がそういう時間を使って、被害者であるみずからそういう行動に出る。確かにこういうことは自助の精神というか、自助の力が働かなければ早く進まない、これはわかっておりますが、その手当てぐらいは村が東電なり国なりに請求するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご説ごもつともなお話だと思います。最初からそう思いました。やはり原発は私たちの想定するといいますか、考えの及ばないことです。いわば天から降ってきたようなものだと。そうしますと、原因者がいるというふうならば、全て私たちはあぐらをかいて、そしてきれいにするのを待っているというのが一番だと最初は思いました。

ところが、そうは言っても事の範囲が広範囲で、そして、なかなかこのまま座して待っていたのではどうにもならんということで乗り出した。そして、この公共団体も、あるいは地域の皆さんもというふうに手を組んできたわけです。しかし、考えの共通

性、議員おっしゃるとおり、やっぱり座ってやってもらったほうが一番いいと私も思っています。それですから、この分についてカリウムの400円の手数料が入りましたね。あのときもやっぱり足らぬではないかといろんな話がありました。

しかし、事はやっぱりみんなの意見等があって、そしてあの部分になっておりましたが、気持ちとすればおっしゃるとおり、それは本当にこの降って湧いた仕事というふうな意味合いは持っているところがございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その同意書を配った方々にも賃金なり、それだけの労働料を払う、そういう方向でよろしく願いいたします。

それで、地域の方々が一番心配されているのは、庭木のさっきの話ですけれども、枯れた枯れないの話があって、それは個別に相談する、個別に伺うと言われました。それで、問題は終わったと。先ほど金田議員にもおっしゃいましたが、半分が除染のあれだという話ですよ。除染をして半分以下になればオーケーだという話ですけれども、それがまた増えたらというか、増えるのも自分で調べるか調べないかというのでも心配なんですけれども、定期的に除染後にモニタリングというか、そういうのは行政側でなさってくれるのかというのが、羽太の方々から出た言葉ですけれども、除染した後、しばらくたって、またそういうモニタリングとかはしていただけるのかということが一つありました。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えいたします。

事前モニタリングについては、村のほうから発注して調査をします。さらに、委託業者、工事をする業者、これについてもモニタリングをいたします。それから、完了した後に事後モニタリングを実施いたします。それで検証をいたします。その後の何年か何か月か、半年、1年、その辺のモニタリングについては、まだ示されておりませんので、今現在、県と国のほうに要求をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 国・県の話が多いんです。西郷村民の生命・財産を守るためには、南相馬市、皆さん、課長も行かれましたが、二本松市、これは独自の除染方法をとっております。一般質問で皆さんが放射能と除染の話をしますと、学校教育課もそうだったんですけれども、全て国が、県がという話で、その基準に合わせて全てしようとしている。ですから、運動会もあのとき20ミリシーベルトの年間、被ばくで、ですから、3.8シーベルト以下だったらできる、こういう基準にのっとりました。今回のやつの空間線量が0.23シーベルト以下であればしなくてもいい、これも全て国の基準です。

これでやっていると、全て命、健康は国任せということになります。村長の趣旨というか、村長のお考えからすると、常に村民の生命・財産を守る。そう言いながら、その根幹となるものは全て国・県任せ、こういう感じで聞いていますと、本当に村長は考えてくださっているのかな、村民の皆様の健康、命、本当に考えてくれるのかな、

私は危惧するところでありますけれども、村長にお伺いします。

全て子どもの基準、食べ物の基準、除染の基準が、国・県の示した数値で西郷村は動いています。でも、村長は村民の生命・財産を守ると常におっしゃっております。

ここに矛盾を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこに矛盾があるかということですが、みんな国基準ばかりではありません。例えば、この食べ物の話、やっぱり100ベクレルではだめなんで、もうちょっと低くしようということをやったりしております。しかし、前向きに全部できるものとできないものがあります。やはり私たちは村民であって県民であって国民である、あるいは地球人でもあります。そこで一つの目安といたものが示されるとするならば、それは守っていききたいといいますが、それを基準にしていきたいというふうに思っております。

ただ、こういった安全上になりますと、やはり人情としてそれよりはより安全なところに行きたい、これも人情であります。

では、そのよって立つべき説明ができるのかということになりますと、これはなかなかご存じのとおり学説がいっぱいありますね。どれを使うのかというふうになります。一番の問題は、ご指摘のとおり、やっぱり最初はこの前、チェルノブイリのやつがテレビで言っていました。私たちは500ベクレルと言われてきたと、お医者さんが言っておりました。しかし、しきい値は100ベクレルだという話があったり、あるいは20ベクレル、あるいは5ベクレル、1ベクレルというふうになっております。これまでの私たちの考えからしますと、数字がそれほど桁違いに変わるということは今までありませんでした。例えば5ベクレルでちょっと変わるとするならば、4.幾つとか、あるいは変わっても4ベクレルとかという程度だったと思いますが、今回のこの差につきましては、本当にすごい差があります。よって、どれを基準にすべきかということについては、本当にこれまで悩んできました。それもやはり学説をどれを使うかということと、これまでの結果、検証ではなかなか特定できにくい部分があって、今までできております。

それを念頭に置いて、では、どれをとというふうになりますと、やはり今出された基準というものがありますので、それは目安としてやっていくというのが技術力、あるいは蓄積、あるいは大規模な施設等がない市町村にとっては、それが一つの考えではないかというふうに思っているところでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 除染についてです。速やかにここ一、二年で本当に西郷村の全家庭が除染できるように、ぜひとも藤田課長には西郷式という除染方法を編み出していただいて、速やかに2年間で本当に平成26年3月には全家庭が終了できたと報告できるような方法で除染を行っていただきたいなと思っております。

それで、除染でちょっと新聞で気になったことがあります。環境省の発表によりますと、中間貯蔵施設への搬入開始が平成27年1月からでは微妙だという記事が出て

おりました。これは双葉町が今ちょっとテーブルに乗った状態ですけれども、檜葉は10万ベクレル以下の保安庫にしてほしいとか、そういう話で今、大熊町がやっとボーリング調査が始まった状態です。これ除染が我が西郷で終わって、仮置き場が稼働します。本来でありますと、3年で中間貯蔵施設に持っていくという約束事がない状態であります。中間貯蔵施設ができない状態である以上、仮置き場も3年以上保管していかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新聞に出たのは私も読みました。なかなか中間貯蔵の場所が決まらない、それは議員お話しのとおりです。やはりこれまで気持ちとして、双葉のあの地域の方々は出たところではありますが、持って来いとは誰も言っていないと。できるだけほかに持って行ってもらいたいということで、この環境大臣が3年以内に中間貯蔵をつくって、県内の町村から持って行ってもらう、30年たったら県が持っていきます、あの約束で今進んでおります。

ただ、外から見たり聞いたりしますと、今言われたような事実が出てくるのではないかと私も危惧を持っております。このごろいろいろお話、県あるいは国ともしますが、もう本当に中間貯蔵がなければ、今までの約束が守れない。本当に大変なことだというふうに国も思って、そして、昨日も出ましたですね、研究施設をつくる。研究といいますか、モニタリングできるような、常時人がいるようなこともつくらなければ、恐らく地元の不安は払拭できない。こういうこと、これはもちろん最初から言っていたことでもありますが、やはり何とかしてこの中間貯蔵施設をつくらなければ、最初に申された一つのスケジュールが狂ってしまいます。

よって、早く中間貯蔵施設をつくるように、これは国にも県にも本当にお願いして、そして西郷もよく話ができますように、いろいろ申し上げていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 搬出するとき一つ問題があります。これは草とか枝、その説明がなかったんですけれども、細かく切ってフレコンパック、そこに入れますと、腐ってメタンガスが発生し火災の原因になると、ある本で読みました。その辺の対策はどのようなになっているかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

中間貯蔵施設までに持って行く間、村では仮置き場を設置します。仮置き場のほうについては、可燃物と土、除去土壌ですね、それから落ち葉、草等については仮置き場に分けて保存します。保存するからにはガス、そういったガスが発生しますので、ガス抜きを必ずつけます。そういった方法で管理していきますので、それは問題ないかなと。ただ、まだ一度もやっておられませんので、その辺は監視体制をきちっとして管理体制をしっかりとしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ただ、私もわからないんですけれども、このメタンガスというのは非常に危なくて火災になる可能性、爆発する可能性が非常に高いと申しております。ですから、本当に細心の注意で、その辺の処理を間違えないようにやっていただきたいなと思っております。

それでは、次にいきます。

次は、水問題でございます。

まず、世界の情勢を語り、日本の今置かれている立場を語り、当村の今後の水問題について述べさせていただきます。

水は動植物の生存に不可欠なものであり、人間は古来から水の近くで暮らしてきた。川の近くに村や町をつくり文明は発達してきた。このように大切な水が、今や地球レベルで深刻な事態となっております。2012年、フランス・マルセイユで第6回世界水フォーラムが開催され、次の4つの課題が指摘された。

1つ目は、人口増加と肉食が増えるということで、2050年までに食料需給が約70%増え、農業の水消費量は20%近く増加すると。

2つ、淡水層からの取水量がこの50年で3倍に増え、飲料水全体の約半分を占め、地下水が枯渇する地域が増える。水管理の見直し、節水努力が必要になってくる。

3つ目は、気候変動がもたらす水問題への対策が2020年から2050年の間に年間7億ドルに達すると予測される。

4つ目は、世界で約25億人が不衛生な環境に暮らしている。2015年を期限とする国連ミレニアム問題を目標に達成できない可能性が高い。

長くなりますので、次、また、2009年世界経済フォーラム年次総会、ダボス会議ですね。これにおいて水は今後、石油よりも貴重な資源になる可能性を示し、人類は今後20年以内に水資源の獲得のため熾烈な争いを演じるだろうと予測している。2050年までと同じ水使用量でいくと、世界で使う水は年間3,800キロ立方となり、現在取水可能な淡水量にほぼ匹敵するという。

日本では、それほど水問題について敏感ではなかった。四方を海に囲まれ、四季を通じて雨に恵まれ、水資源は比較的豊かで島国のため国際河川もないため、他国との関係も気にすることがない、それによるものである。

しかし、日本は食糧や工業製品をたくさん輸入しており、そこで扱われている水は膨大であります。その量は年間数百億トンと言われております。でありますから、日本も世界の水問題の渦中にいると考えられます。

それで、東日本大震災以降、ペットボトルがスーパーやコンビニエンスから消えたことは記憶に新しい。2011年でペットボトルで317万2,207キロリットル、前年比26%増、2012年にはもっと高いレベルで需要が推移していきます。地下水が今震災後、注目され始め、個人、企業で新規で年2万本も掘られ、これは井戸ですね。井戸が去年2万本も掘られ、宅配水サービスもすごい市場規模になっております。大手飲料メーカーも震災後2か月で前年同月比で3割以上伸び、現場は連日、連

休返上の大忙しのようにあります。過剰取水で周辺住民の不安が広がっている。また、問題になっているのは、外国資本による水資源買収も地下水保全意識に拍車をかけております。北海道、富士山中腹で鳥取の大山地域、北海道では道内の森林43か所、920ヘクタールを外国資本が取得し、山形県でもシンガポール在住の外国人が購入しております。

そこで、地下水は誰の物という疑問が湧き上がってきます。そういうことで今、水環境は非常に切迫した状態であります。それを踏まえまして、まず、上水道から質問させていただきます。

まず、上水道なんですけれども、料金はどのように決められるか教えていただけますか。水道料金です、上水道の料金、これは西郷村ではどのように決めておるのかお教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） 1番鈴木議員の質問にお答えします。

料金の設定ですが、料金収入で料金をつくるための経費を回収できる範囲内で料金を設定いたします。下水道も汚水処理費を料金収入で回収できるということで料金の設定をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、料金設定は供給原価を給水原価で割って料金を設定するとおっしゃいました。

まず、上水道のほうなんですけれども、上水道はどのような資金運用で営まれているかということをお聞きしたいんですけれども、これで質問わかりますでしょうか、私の言いたいことは、ということは、上水道をつくるにあたって、一般会計から予算が出ている部分が多々あると思います。私の資料で見ますと、企業債年度末残高が8億6,494万3,000円ございますが、これは料金設定には含まないで計算されているのですか。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

起債の償還残高8億6,000万円ほど残っているんですが、水道事業の運営は収益的収支と資本的収支で運営を行っています。収益的のほうは固定費を水道料金で賄うと。その差が利益ということになります。資本的の収支につきましては、建設改良とか工事関係です。こちらは収入がございませんので、収益的収支で出た剰余金、これを内部留保資金として貯蓄をして、建設改良工事とかという形で資本のほうに補填をするというのが経営の仕方でございます。

この企業債の償還ですが、水道施設をつくる場合、自己資金でやる場合とほとんどが企業債で行います。そのほかに国庫補助金も対応になるんですけれども、西郷村の上水道では自己資本率、起債よりも国庫補助金の収入が多かったということで、平成24年度末では8億円の償還が残っていますが、自己資本率で言いますと、現在は給水原価に対しての供給の単価、107%ということで、1立米の水をつくるのにかか

っている料金よりも、供給単価のほうが100%上がっているということで、回収ができていないという状況です。ですから、償還の残高はございますが、経営上、今のところ料金回収率は107.5%となっておりますので、この企業債の償還についても経営の中で順次対応できるというふうになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、ちょっと難しい話をしましたが、全国的には西郷村は上水道につきましては、大変本当に健全で私も大した知識はないんですけども、ほかの市町村と比べましても非常に水道料金も安く、企業体質も本当に健全でございます。

これで問題点は何だというと大変難しいところがありましたが、一つ気になったのは、ほかの町村では老朽管対策というのが非常に問題になっていて、新しい本管を入れるのが大変だと。そういうやつに新しく金が何十億円、何千億円というかかるから今後大変だと言われたんですけども、西郷村の上水道の場合は、28年で耐用年数が40年、借金している自治体では60年、70年近く使っているところもあります。それで破裂して損害が大きく出るとか、そういう心配事がありましたので調べましたが、西郷村の場合はその部分ではほとんど心配がないというのが出ました。

それで、一つ問題なのは、東日本大震災後、うちの真名子川もそうなんですけれども、西郷村全体を見渡しますと、西から東に河川が4本近く流れています。その間にかかる水管橋というんですか、これ。水管橋がいっぱいあるので、そこで羽太もそこが破裂して水道が止まったという状態でありました。

そこで、お聞きしたいんですけども、この耐震化対応、これはどのようになさっているかお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えいたします。

先ほど言った老朽化対策ですが、1次拡張が平成2年度まで、2次拡張が平成14年度まで実施してきたわけですけども、その中で平成9年から平成14年度にかけて、老朽管の更新事業を国庫補助金で実施しております。その老朽管の更新、これは古いパイプを新しいパイプにするだけではなく、耐震化も同時に進めてきております。

先ほど指摘ございました東日本大震災の際、羽太、剣桂橋で地盤の変動によって橋に添架してある水道管が水漏れまではいかなかったんですけども、伸び切った状態で大変危険な状態になりました。西郷村内、1級河川がかなり走っておりまして、そこを横断する水道管幹線がほとんどその橋に添架されている、水管橋という形をとっております。橋のかけかえの際に、水道管の更新とか耐震化とか実施してきておりますが、現在、岩根橋が一番古い状態です。水道管自体は鋼管を使っておりますが、今回の震災におきましても、とりあえず被災は受けておりません。水管橋を更新並びに耐震化するためには、技術的にも事業費もかなりかかるということで、現在、国庫補助の対象外になっておりますので、今、西郷村の河川の橋に添架してある水道管につきまし

ては、今後、補助対象になった時点と、それから、橋のかけかえに合わせて、更新も含めて耐震化を順次やっていくというふうな方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それでは、その辺の対策もよろしく願いいたします。

上下水道で一番問題だったのは、資料を見ますと有収率ということがあります。これは漏水というか、上水道から一般家庭の水道口に出るまでの率というか、こっちで100出たら100出るとというのが理想なんでしょうけれども、100出て大体90とか80とか70となるという状態で、水漏れとかそういうものがあるんじゃないかとそういう危惧するところで、それが75.1%になっております。

東京の場合ですと、今、漏水を見つける機械があって、その会社が大変優秀で、東京都の場合は97%を占めている。本村では、この有収率が75%とちょっと低い状態になっております。漏水を防止するメリットとしては、水の有効利用と上水やポンプ、導水に係るエネルギーの節減や水質の安全性向上ということがあるんですけども、この有収率がなぜ75.1%と低いのか、原因、またはこれを高く保つためには何をすべきかお答えいただけますか。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

ただいま議員のほうから指摘がありましたとおり、平成22年度で有収率75.1%、それから、震災でかなり補修とかして、有収率、平成23年度も75%、平成24年度見込みですが76%と、ほとんど横ばいという状況です。

先ほど話した老朽管の更新も、全体140キロメートルのいわゆる水道の本管のうち、1キロメートル未満のところまで更新は完了しているんですが、年間の配水量に対しての有収水量が上がってきておりません。平成22年度から平成24年度の見込みですが、年間配水量が250万立米、有収水量も190万立米ということで、ほとんど変化がございません。この有収率は県内の平均は85%前後ということで、西郷村は非常に低い状態でございます。

この有収率が上がらない原因としまして、村管理の本管につきましては、改修、更新、耐震化ということで進めてきておるんですけども、一般家庭への引き込み管、これも全体の延長140キロメートルと同等かそれ以上の延長になりますので、本管は改修できていますが、支線というか枝管のほうの漏水の改修というか、老朽管の改修が進んでいないというのが現状でございます。この枝管の調査については、職員ではなかなか難しい状態で、技術的に難しくなっておりますので、今後につきましては、議員のほうから話がありましたように、漏水調査の専門業者等に依頼して、年次計画で順次改良工事をかけていくという計画も必要かなと思っております。

それとあわせて、ここ三年、四年、配水量と有収水量のデータがほとんど変わっていないという状態ですので、配水量の積算データ、これの見直しを含めて、今のデータが正確なのか、それとも配水量のほうのメーターの不感とか、そういった施設的な

問題があるのか。まず、漏水も含めた調査とあわせてそういった積算データの使用も精査して、有収率の向上に今後努力していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） お聞きしてわかりました。一刻も早く有収率を高めるよう努力していただきたいと思えます。

続きまして、下水道のほうです。

下水道はもっと地方自治が非常に厳しい状態で、金が、ここにも書いてありますが「稼動していない施設がずらり、借金返済に苦しむ自治体」と大名目も書かれておるように、下水道整備に関しては非常にお金がかかっております。これは下水道整備は1990年に国が景気対策も兼ねて推進した事業でもございますので、こぞって自治体がそこに参加していったわけでありましたが、これで何で行き詰っているかといいますと、その計画段階で地域の将来人口を見誤ったり、汚水処理量を過大に算出してしまったと、そういうのが原因であります。全国的には、人口が減少して過疎化が大分進んでおりますと同時に、そういう状況にあると思っております。

それで、まず、この下水道普及率の推移についてお聞かせください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

下水道事業の普及率の推移という質問ですけれども、公共下水道事業につきましては、平成19年度で51.75%、平成24年度見込みですけれども、64.8%まで向上しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 64.8%、経費回収率も86.6%とちょっと低いかなと思っております。というのも企業債年度末残高が42億2,259万9,000円でございます。企業債支払い利息も年間で1億45万8,000円となっておりますので、自治体に借金をなるべく残さないような、健全な経営体質で頑張りたいと思っております。

今まで続けてきまして、前段階で水の重要性についてお話ししました。何を言いたいかといいますと、日本各地では、水の保全強化の動きが全国的に出ておまして、

北海道ニセコ町、山梨県忍野村、熊本県等々で公益の立場から条例をつくりまして、水の保全に努めているという事例がございます。

我が羽太の北部水道でも、以前、あそこの真名子の場所でも汲み取る上の山が伐採されて、それで水が30%ぐらい減ったという話を以前お聞きしました。そういう水の出るところをきちんと守る、そういうのをきちんとやっていただいて、これからも水循環を村民のために担保していただきたいと思っております。

そこを一つ質問します。

西郷村に流れている上水道、何か所かあると思いますけれども、そういう水源を守るような施策はとっていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

西郷村の水源は北部で虫笠水源、それから、あと残りが追原折口にあります深井戸の2か所、あと旧水企業団からの受水ということで水を賄っているんですけども、虫笠の水源につきましては、水源涵養林ということで、山の伐採を規制して取水量が落ちないようにということで、借地をして水源の涵養にということで保護しております。

それから、あと残りの水源については、有効的な取水ということで、異常に汲み上げて湧水を来すというようなことがないように、配水量に対しての水源の稼動を検討しつつ運転しておりますので、現在のところ、水源に対しての問題はございません。

今、議員が指摘ありましたように、法的な規制ですか、地下水の取水に関しては、法的には地盤沈下を防止する法律が工業用水道ほかがあるんですけども、地下水自体はどこを掘っても大丈夫だというような形です。国のほうでも水循環基本法ということで、平成25年度に法案を通して成立するような動きがございますので、今後、西郷村でも法案の流れを見て、条例化のほうに進めていく検討もしなくちゃならないかなと思っておりますが、地下水の保全に関しては、汲み上げを規制するだけでは地下水の保護にはならないという考えがありまして、涵養も必要だということになります。そうすると、村民の皆さんのご協力がないと、なかなか水源の保全という形に進めていけませんので、村民の方の負担も出てくるかと思えます。飲料水だけに地下水を使っているわけではなくて、西郷村の工場、それから事業所、それから観光関係でも、それから農業ですか、地下水の利用がかなり多い状況です。その中の水道の水源を保全していくという形では動いておるんですが、村全体の地下水の保全ということになりますと、村民の方のご協力という形が避けられませんので、その辺も視点に置きながら、今後、地下水水質の保全、それから、保護という方向で検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、保護の方向で向かってはいますが、保全の一方で、自治体はその水資源を有効活用しようという動きもあちこちで出始めております。水資源を西郷村は分水嶺で阿武隈川の源流にもなっているし、水は大変豊富です。それで西

郷村の公有財産、非常にすばらしい財産の一つであると思うので、その水資源の有効活用等々も勘案して、これから村行政でも考えていっていただき、条例化も進めていただき、水の保全、それから活用、この両方に力を注いでいただきたいなと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日6月18日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時28分）

